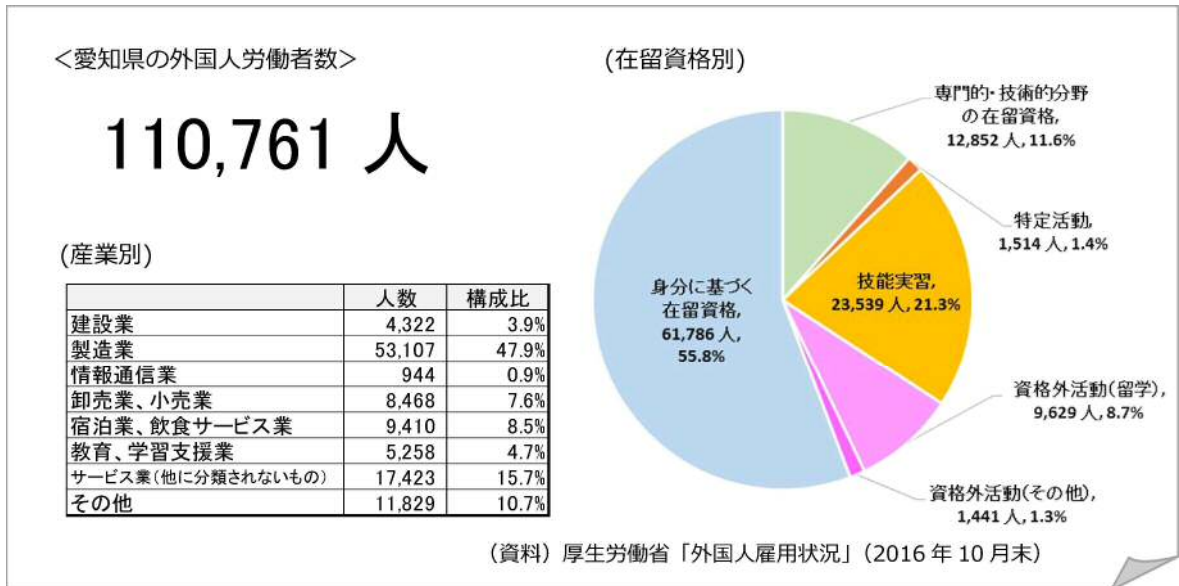




成人期

外国人労働者のための憲章／就業・起業／結婚・家族形成／生活設計／入居円滑化／メンタルヘルス／障害者／地域の日本語教室／初期日本語教育



(外国人労働者のための憲章の普及)

- 1989年の入管法の改正を期に、日系南米人を始めとする定住者資格を持った労働者が増加しましたが、将来の生活の見通しや準備が十分に整わないまま入国してきた外国人もいました。このように入国してきた外国人労働者は、業務請負や派遣といった形態で製造業の現場などで非熟練労働に従事する者が多くを占めましたが、こうした労働は日本語があまり必要とされていないため、日本語を習得する機会があまりありませんでした。しかし、2008年のリーマン・ショックの影響を受けて、真っ先に契約を解除されたのは、日本語のできない外国人労働者でした。
- 一方、近年では技能実習制度を利用して来日する外国人の増加も顕著となりました。受入れ企業の中には、技術移転を通じた国際協力という制度本来の趣旨から離れ、外国人を低賃金労働者として受け入れている例が見られます。技能実習生には、労働関係法令が適用されますが、最低賃金額を下回っていたり、労働条件が明示されていなかったり、健

康診断が実施されていないなど、不適正な事例が発生しています。

留学生については、週28時間まで資格外活動として働くことが認められていますが、近年、働くことを目的とした留学生が増えてきており、本来、学ぶための資格で入国してきた外国人の方々が労働現場を支えている場合があります。

本県では、外国人労働者に対して、適正な雇用が行われるよう、2008年に「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章（以下、「外国人労働者憲章」という。）」を策定したところですが、こうした状況の変化を踏まえ、今後、経済団体などと意見交換をしながら、必要に応じて外国人労働者憲章の見直しを行います。

また、これまで、セミナーなどを開催して外国人労働者憲章の普及に努めてきたところですが、企業の集まる研修や会合の場などに出向いて、さらなる普及に努めるとともに、見直しに合わせ、周知の方法も検討していきます。【64・65】



外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章

東海三県一市は、平成16年11月に、在住外国人と日本人住民が互いの文化や考え方を理解し、尊重するとともに安心して快適に暮らすことのできる地域社会(多文化共生社会)の実現をめざした共同宣言を行い、その実現のために、住民、NPO、企業、他の自治体など多様な主体と連携・協働して、外国人住民の生活支援などの取組を進めてきた。

しかしながら、現在日本で暮らす外国人労働者及びその家族は、言語や文化の違い、受入体制の遅れなどから、労働、居住、医療、福祉、教育などの面で様々な課題を抱え、地域社会との間で軋轢・摩擦も生じている。

こうした外国人労働者を取り巻く課題解決のためには、経済団体、企業等と行政の連携、協力が必要不可欠である。

今般、東海三県一市と下記の地元経済団体は協力して、この地域の経済を支える外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための呼びかけを行うこととし、その趣旨を憲章としてとりまとめた。

多くの企業が、この憲章の精神を尊重して、関係法令を遵守するとともに、持続可能な社会の創造に向けて自主的に行動することを期待したい。

平成20年 1月 21日

岐阜県 愛知県 三重県 名古屋市

[協力団体]

社団法人中部経済連合会

岐阜県商工会議所連合会 愛知県商工会議所連合会 三重県商工会議所連合会

岐阜県商工会連合会 愛知県商工会連合会 三重県商工会連合会

社団法人岐阜県経営者協会 愛知県経営者協会 三重県経営者協会

岐阜県中小企業団体中央会 愛知県中小企業団体中央会 三重県中小企業団体中央会

— 憲章 —

外国人労働者は日本社会のルールを十分理解するよう努めることとし、企業は彼らの多様性にも配慮しながら、安全で働きやすい職場環境の確保をはじめとする以下の諸項目に自主的に取り組むこととする。

1. 外国人労働者の日本社会への適応促進を図るため、彼らに対して日本語教育及び日本の文化や慣習等についての理解を深める機会を提供するよう努める。
2. 外国人労働者及びその家族が地域の住民と共生できるよう、彼らの地域社会参画の機会の確保に努める。
3. 外国人労働者の子どもが将来の日本社会あるいは母国社会を支える存在となることを考慮し、子どもの社会的自立を図るため、外国人労働者が保護者としての責任を果たすことができるよう努める。
4. 外国人労働者が日本人労働者と同様、公正かつ良好な労働条件を享受できるように、彼らを雇用する場合、労働関係法令等の遵守に努める。
5. 法令遵守の観点を取り入れながら調達先・取引先を選定するよう努める。
6. 本憲章の理念を尊重し、社内、グループ企業及び取引先に周知するよう努める。



(国への働きかけや職業訓練の実施)

- 国においては、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づいて、事業主指導がされています。

また、技能実習制度については、外国人技能実習機構を始めとする関係機関と連携し、技能実習生が安心して働くことができるよう、受入事業所への訪問指導が行われていますが、外国人労働者の適正雇用を進めるには、こうした国の指導をより強化することが不可欠です。加えて、実習生が気軽に相談できる仕組みも必要です。

適正雇用は、外国人労働者の生活の根幹に関わることであるため、国に対して、積極的にこうした要望を行っていきます。また、愛知労働局と連携して、外国人労働者の実態把握に努めるとともに、労働条件の確保のための相談窓口の情報提供を行うなど、適正雇用に向けた取組を進めていきます。【66】

- 安定した職業生活を営めるよう、引き続き、就労制限のない外国人を対象とした職業訓練（定住外国人対象委託訓練事業）を実施します。【67】

(就業のための環境整備)

- 日本で育った外国人県民の子どもたちの大学への進学が進むとともに、多くの留学生が県内の大学・大学院などで学んでいる中、卒業後も日本に住み、企業への就職を希望する者も多くいます。企業側としても、外国企業はもちろん、日本企業にも、グローバル化の進展を背景に、国籍に関わらず高度な知識や技術を持った有能な人材を確保しようという動きや、海外現地法人で活躍できる人材を求める動きが出ています。

こうした人材は、日本と海外との架け橋と

して、また、企業を支える貴重な人材として、さらには、多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなりうる存在として、その活躍が期待されます。そのため、関係機関と連携してインターンシップや就職フェアを開催し、彼らの就業の促進を図るとともに、外国企業を誘致することにより、この地域で活躍しやすい環境整備を推進します。【68・69】

- 本県には、労働・就業に関するサービスの拠点である「あいち労働総合支援フロア」や国と連携して運営する若者の就職総合支援施設「ヤング・ジョブ・あいち」があり、就業に関する相談などを行っています。

国においては、安定した雇用機会を確保するための「公共職業安定所」や外国人・留学生の就職を支援する「外国人雇用サービスセンター」があります。また、働くことに悩みを抱えるニートなどの若者の職業的自立をめざし、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談や協力企業などによる就労体験など多様な支援策を提供する「地域若者サポートステーション」を設置しています。

こうした施設や相談窓口を紹介し、就業を促進するとともに、日本で働く上での長期的なビジョンを持てるような情報の提供を行っていきます。【70】

(起業のための情報提供)

- 外国人県民には、日本社会で暮らす中で、日本人とはちがった視点での発想や地域の課題が見えていることがあり、そうした視点から彼らが起業することは、地域の活性化につながります。

外国人が日本で起業するために必要な在留資格「経営・管理」を取得するためには、上陸時にいくつかの要件を満たす必要があります。本県においては、国家戦略特区の特



例措置により、6か月間猶予されており、その猶予期間までに要件を満たせばよいこととしています。

一方、「永住者」「定住者」などの在留資格の場合は、このような制限がなく、日本人と同じように起業することができます。しかし、そうしたことを知らない外国人県民もいると考えられます。

また、日本で起業しようとする場合、日本でのビジネスや営業方法はもちろん、会社の設立方法や税金など、日本のルールや制度がわからない場合も多いと考えられます。

そのため、起業に関して多言語での情報提供などを行うことにより、外国人県民の起業を促進していきます。【71】

(結婚・家族形成への支援)

- 2015(平成27)年に本県で外国人同士が結婚した件数は406件でした。また、外国人と日本人の国際結婚は1,975件で、そのうち、夫が日本人・妻が外国人の件数は1,570件でした。

こうした方々が、日本で結婚して家族を形成するに当たって、様々な課題があると考えられます。県協会の中にある多文化共生セン

ターに寄せられる相談の中で最も多いのは、結婚・離婚に関するものであり、結婚・離婚に関しては、母国との制度面でのちがいのほか、国際結婚の場合においては、ドメスティック・バイオレンスなどの夫婦間での問題が在留資格と絡み、その解決が非常に難しいものとなっています。

そこで、県協会では、多文化ソーシャルワーカーが結婚・離婚に関する相談対応マニュアルなどを活用して、結婚・離婚の手続きなどについて、多言語で情報提供するとともに、家庭内の問題などについて、専門機関と連携しながら、問題解決に向けて支援します。

【72】

- また、ドメスティック・バイオレンスを始めとする様々な家族内の問題の解決を図るために、外国人県民からの相談や適切な支援を行うとともに、相談窓口などについて多言語で情報提供します。【73】

(生活設計への支援)

- 外国人県民の中には住居や教育、老後などに関する日本の制度についての情報の不足により、生活設計を立てられないことについ





て不安を抱えている人がいます。また、長期的なライフプランがなく、必要な貯蓄をしていない場合には、子どもの就学にも影響を与えてしまいます。

そこで、日本で安定した生活を続けられるよう、外国人県民が金融リテラシーを身につけ、生活設計をするための冊子を作成するなどして情報提供などに取り組みます。【74】

- 県や市は、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対して、個々の状況に応じた個別支援計画を作成し、自立に向けた支援を行っています。また、県内の社会福祉協議会においては、低所得者などに対する生活資金の貸付（生活福祉資金貸付）を行い、貸付に合わせて、地域の民生委員が相談支援を行っています。こうした支援を引き続き実施するとともに、制度の周知に努めます。【75】

(外国人の入居円滑化支援)

- 外国人県民の住まいの形態は、民間や公営の賃貸住宅が多くなっていますが、民間賃貸住宅において、外国人であるという理由で入居を拒否される事例が未だに見受けられます。

一方、公的賃貸住宅は、入居資格を有していれば入居できることから、外国人が集住している住宅も多いですが、言葉の面や文化・習慣の面から、日本人居住者との間でトラブルが発生している場合があります。

こうしたことから、公営住宅を所管する部局や関係機関と情報共有・意見交換などを行っています。

また、従前から県営住宅の入居時に外国語を併記したパンフレットの配布や通訳をつけた入居説明会を開催し、外国人居住者のルールの理解を促進しており、引き続き丁寧かつ適切に説明を行っています。

さらに、外国人県民などの住宅の確保に配慮を要する方の入居を拒まない民間住宅（セーフティネット住宅）の登録制度を推進し、情報提供を行います。【76～78】

(メンタルヘルスで問題を抱える人や障害のある人への対応)

- 外国人県民は、労働環境や言語・文化のちがひ、経済的な問題による家族関係の悪化など、複合的な要因により精神的なストレスを負うことがあります。また、就労を目的として来日したブラジル人は、本国への帰国を心の拠り所として、日本での窮状を耐える傾向がありましたが、帰国という選択肢を選ぶことが現実的に困難な場合には、閉塞感や絶望感を感じることがあります。

本県では、関係部局と連携して相談窓口を周知するとともに、あいち医療通訳システムにより、精神科などを受診する外国人県民に対して、言語面での支援を行っています。【79・80】

- 障害のある方については、相談やサービスを受けやすくするために、障害の種別に応じて障害者手帳の交付が行われています。また、障害者総合支援法により各種福祉サービスを利用することができます。

外国人県民に対して、こうした制度を多言語で情報提供するとともに、障害者手帳の交付のための診断書作成や障害を除去・軽減するための自立支援医療を行う際には、あいち医療通訳システムにより、言語面での支援を行っています。【81・82】

(関係機関と連携した日本語教育の充実)

- これまで外国人県民の日本語習得支援は生活圏内にある地域の日本語教室を中心にボランティアの方々が担ってきました。しか



し、外国人学習者の多様化への対応、ボランティアスタッフの不足や学習者の非定着、指導者の専門知識の不足による指導上の不安や困難、教材や教具の不足など、ボランティアの熱意と努力だけでは解決できない様々な課題や悩みを抱えています。

また、少しでも日本語を理解できることが地域や団地における円滑な外国人県民の受入れにつながります。

このような現状を踏まえ、「地域における日本語教育」のより一層の充実を図るためには、地域の日本語教室はもとより、市町村や国際交流協会、日本語教育機関など、地域の日本語教育に関わる主体がそれぞれの役割を果たしながら連携・協働することが不可欠です。

そこで、本県では、2013年に「愛知県 多文化共生社会に向けた地域における日本語教育推進のあり方（以下、「あり方」）」^[16]をとりまとめましたが、今後も引き続き「あり方」の普及に努めます。【83】

- 現在、「あり方」に基づき、地域の日本語教育に係る機関・団体の代表で構成され

る「あいち外国人の日本語教育推進会議」を開催し、関係者との情報共有や意見交換を行っています。今後も引き続き、こうした会議を開催し、本県の日本語教育を推進していきます。【84】

- 1994（平成 6）年、本県を中心として日本語学習支援活動を実践している団体と個人により「東海日本語ネットワーク」という組織が立ち上げられました。こうしたネットワークと連携して、地域の日本語教室の現状について把握するとともに、日本語教室間で情報交換や意見交換を行うことにより、日本語教室の運営の安定と質の向上に努めていきます。【85】

- 在住外国人の日本語学習を保障する国の公的制度が存在しない中、多文化共生社会をつくるためには、地域で外国人を受け入れる体制が必要であり、そのためには、地域で日本語をしっかりと教える環境が必要です。

ボランティアの日本語教室は、生活の中で日本語を勉強することができる点で大変意義のあることですが、ほとんど日本語がわか

＜公的な言語学習制度の比較＞

	日本	ドイツ	フランス	カナダ	オーストラリア	韓国
公的な学習制度	無	有	有	有	有	有
財政負担者	—	国	国	国	州	市町村
個人負担	—	有 (一部負担)	無	無 (5年間)	無	無 (教材費は負担)
運営主体	—	国民学校、民間語学学校、教会、NPOなど	各学校	大学やNGO	公立の専門学校、民間語学学校、公民館など	大学、NGO、福祉法人など
標準的な勉強時間 (制度の上限時間)	—	600時間 (730時間)	400時間	無制限	510時間	36時間
講師の要件・資格	—	有	有	有	有	一部有
ボランティア等の役割	主	補完的	補完的	補完的	補完的	補完的

（一財）自治体国際化協会「自治体国際化フォーラム 2012年6月号」を基に作成



らない段階の外国人県民に対して行う初期日本語教育は専門性が高く、ボランティアだけでは限界があり、通常の日本語教室の運営に支障が出る場合もあります。

そこで、こうした外国人県民が、将来的に「やさしい日本語」を理解できるレベルにまで日本語を習得できるよう、専門機関の協力を得て、地域の日本語教室と連携した初期日本語教育の愛知モデル（あいち初期日本語教育プログラム）をつくり、地域での外国人受入れのための社会インフラ整備をめざします。また、これに向けて、人材育成を行うとともに、モデル的に初期日本語教室を開催します。【86】

- 日本語能力が障害となり、就職の際、自分の望んでいた仕事に就けない場合があります。そのため、彼らが日本語を身につけることの大切さを理解し、日本語をしっかりと学習するきっかけとなるような「就労につながる地域の日本語教室」のあり方を地域の日本語教室に示し、希望する職種や職業に就き、自らの能力を十分に発揮しながら活躍できるよう支援します。

また、国においては、日本語によるコミュニケーション能力などを身につけてもらうため、「外国人就労・定着支援研修」を各地で行っています。この研修は、市町村と協力して実施するものであることから、その開催を市町村に働きかけていくとともに、外国人県民への周知に協力していきます。【87・88】

- 外国人県民が日本語を使って「できる」ことを増やしていくことは、地域の日本語教室の大切な役割の一つです。

そのため、県協会では、日本語教育ボランティアに対して、行動・体験型プログラム研修を実施するとともに、研修の中で実践した教室活動の事例の紹介などを通して、こうし

た活動を広げ、外国人県民が身近な場所で日本語や日本の文化などについて学ぶことができるよう、学習機会の提供に努めます。

【89・90】

- 市町村は、住民や地域コミュニティ、地域の日本語教室の身近な存在として重要な役割を果たしているため、市町村の日本語教育担当者に対して地域の日本語教育に関する情報提供などを行います。【91】

- 外国人県民に地域の日本語教室の情報を効果的に伝えるため、転入居時や公営住宅入居時に日本語教室のリストの配布などをするよう、市町村や関係機関に働きかけます。

【92】

- 県が地域の日本語教室のコーディネーター的役割を果たせるよう、職員を日本語教育に関する国の会議や研修会などに積極的に参加させます。また、こうした場を通じて、現在、日本語教育推進議員連盟が成立をめざしている「日本語教育振興基本法（仮称）」などの動きも把握していきます。【93】

- 県協会において、市町村などと連携して、日本語教室の開設やステップアップをめざす講座を開催したり、日本語教育ボランティアに対して日本語教育に関する情報提供などを行います。

また、地域の日本語教室は、外国人県民にとって、日本で生活していく上でのヘルプラインとなっている場合があるため、技能実習制度を始めとする外国人に関する制度や問題解決のための窓口などを知ることができるよう、勉強会を開催したり、情報提供をしていきます。【94】

- 技能実習生の受入れの際には、監理団体（企業単独型受入の場合は企業）が日本語の



講習を行うことが義務付けられていますが、企業配属後も継続的な日本語学習が必要です。

そのため、現在、多くの技能実習生が地域の日本語教室で学習していますが、地域の日本語教室は、生活者が日本語を学ぶことを目的としており、技能実習生が増えることによって、負担が増し、生活者への日本語学習支援ができなくなっている場合があります。

このように、地域の日本語教室は、外国人の状況に影響を受けるため、関係者と意見交換などを行いながら、現状を踏まえて、地域の日本語教室の運営のあり方について検討します。【95】

- ウェブサイト上には、自宅で学べる日本語学習コンテンツがいくつも公開されています。こうしたコンテンツの紹介や日本語学習の教材などに関する情報提供や相談に応じることにより、外国人県民の自発的な学習を支援します。【96】



公益財団法人愛知県国際交流協会「あいち国際プラザにほん語教室」



老年期

高齢化／介護／終活／年金



(資料) 法務省「在留外国人統計」

特定非営利活動法人コリアンネットあいち「せとマダン」
<10周年記念会の様子>

(高齢化に関する取組の検討)

- これまで本県では、ニューカマーの急増に対応するため、様々な多文化共生施策を行ってきましたが、高齢化に対する取組はほとんど行ってきませんでした。

しかし、定住する外国人県民の高齢化が進む中、介護などの面で外国人への対策に早急に取り組まなければ、かつてニューカマーが急増したときのように、対策が後手に回ってしまうと考えられます。

また、長年、生活の基盤を日本に置いてきた外国人高齢者には、帰国という選択肢はほとんどないため、問題は一層深刻であり、特に、介護の問題は避けて通れない課題です。

外国人県民全体の高齢化率は、日本人県民に比べて、まだ低い状況ですが、オールドカマーの多い韓国・朝鮮籍の高齢化率は、非常に高く、こうした状況に対応するため、韓国・朝鮮籍の人たちが設立した NPO が独自に介護施設を運営している例があります。また、1980 年代に日本に帰国してきた中国残留孤児たちは、すでに 70 歳を超えているこ

とから、中国語の介護通訳を始めた NPO もあります。

このような先駆的に活動している団体との意見交換や情報交換を行いながら、外国人県民の高齢化に関する取組などを検討するため、関係部局から成る「外国人県民の高齢化に関するプロジェクトチーム」を設置します。【97】

- 多様な死生観を共有することにより、国籍を問わず、老年期における安心できる居場所づくりの必要性を感じることができ、文化・宗教に対する理解にもつながります。

こうしたことから、外国人県民の高齢化について考えることは、行政や関係者にとって必要なだけでなく、県民の多文化共生の理解にもつながります。そこで、外国人県民の高齢化に伴う課題などについて広く伝えていきます。【98】

(介護通訳の検討・準備及び介護保険制度周知)

- 外国人県民は介護保険制度にアクセスで



きていない場合が多く、たとえアクセスできたとしても、日常会話程度の日本語力で、ケアマネジャーや介護認定調査員、介護施設の管理者などとの面談や介護保険制度や各種介護サービスの内容、施設利用などの説明に対応することは、要介護者や家族にとって、極めて難しいと言えます。要介護者の中には、認知症の影響で、第二言語として覚えた日本語を忘れてしまう場合もあります。

また、日本人男性と外国人女性が結婚した場合、外国人女性が日本人男性をケアする場合が多いため、要介護者が日本人県民であっても、手続などの面で言語的支援が必要であり、介護に追われる生活に対するサポートも必要です。

そこで、介護通訳の実施に向けて、検討・準備をするとともに、外国人県民に対する介護制度の周知を充実させていきます。【99・100】

(外国人高齢者に配慮した環境整備)

- 外国人高齢者を受け入れる介護施設内において、施設内で行われる行事や食事など、文化的背景への配慮や個性を尊重した支援が必要です。そこで、大学などと連携し、外国人高齢者との交流をしたり、ヒアリングを実施する中で、外国人高齢者の課題や不安などを把握し、その結果を行政や介護施設、関係機関などの職員に対して知らせるなど、外国人県民の高齢化や介護に関する啓発を行っていきます。また、外国人県民の高齢化の課題に取り組んでいる NPO とともに、窓口の多言語化や介護予防教室、認知症カフェなどにおける多言語対応について働きかけていきます。

さらに、介護施設においては、高齢者と同じ文化や言語を共有することのできる職員が活躍できるよう、人材育成や環境整備に努

めていきます。【101・102】

(終活への対応支援)

- 人生の最期を日本で迎えるに当たっては、相続や葬儀、お墓などに対する準備が必要です。また、延命治療や献体に関する事など、終末期や死後に家族が判断や手続きを進める際に必要な情報を残しておくことも重要です。こうした、いわゆる「終活」の動きは日本社会において広がってきていますが、特に外国人県民の場合は、宗教や文化、制度のちがいなどから、様々な課題が考えられます。こうした課題を整理しながら、日本で暮らす外国人県民が幸せに人生を終えられるよう、終活に関する冊子の作成や説明会の実施により情報提供に取り組みます。【103】

(年金加入の促進)

- 本県で公的な保険や年金の加入状況について外国人県民に対して調査^[17]したところ、職場の健康保険あるいは市町村の国民健康保険に加入している割合は 80.9%でしたが、年金は 48.1%にとどまっています。また、保険や年金に加入していない理由を尋ねたところ、「制度は知っているが、金額的に負担できないから」が 29.0%と最も高く、次いで「制度を知らないから」が 20.2%となりました。

年金は、老後の生活を支える上で重要なものであるため、外国人県民に対して、制度や意義に関する周知を充実させていきます。また、外国人労働者憲章に社会保険への加入を明記したり、国に働きかけることにより、彼らを雇用している企業などに対して社会保険への加入を促進していきます。

また、無年金の在日外国人に対する救済措置を講じるよう、国に対して要望していきます。【65・104・105】



各年代共通

医療

あいち医療通訳システム／あいち救急医療ガイド

<あいち医療通訳システムの実績>

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
参加医療機関等数	54	66	69	86	106	112
通訳養成人数	89人 (4言語)	65人 (5言語)	63人 (5言語)	37人 (5言語)	9人 (1言語)	2人 (1言語)
通訳派遣件数	325件	464件	622件	791件	982件	1,279件
電話通訳件数	137件	263件	317件	441件	488件	543件
翻訳件数	14件	31件	42件	42件	56件	77件
計	476件	758件	981件	1,274件	1,526件	1,899件

(あいち医療通訳システムの普及／医療通訳者のスキルの向上)

- 日本語能力が十分でない外国人県民が診療を受ける際には、医療通訳者の存在は大きいですが、医療通訳者を置いている医療機関は限られており、十分には配置されていません。こうしたことから、本県では、2012年に、医療関係団体・大学・県内全市町村とともに「あいち医療通訳システム推進協議会」を設立し、外国人県民が安心して医療などを受けられるよう、人材育成や医療通訳者の派遣、電話通訳サービスなどを行っています。しかし、利用医療機関は増えてきているものの、全県の医療機関には広がっていないため、引き続き、多くの医療機関に利用しても

らえるよう働きかけるとともに、実施状況をウェブページで掲載などすることにより、医療通訳システムの参加医療機関数、通訳件数を増やしていきます。また、フォローアップ研修などを通じて、さらなる医療通訳者のスキルの向上に努めます。【106】

- 外国人県民の永住化が進展する中、病気やケガだけでなく、妊娠・出産、子育てなど、より生活に関わりの深い問題への対応や、健康診査、予防接種といった疾患予防の観点での対応が求められています。当システムを保健分野にも活用してもらうよう、市町村の保健所・保健センターに利用を働きかけます。【7・107】
- 県立病院や県保健所においても、当システ



ムを利用して、外国人県民の診察や地域保健活動が円滑に進むように努めます。【108】

- 当システムに合わせ、2014年に作成した「医療機関等外国人対応マニュアル」の普及を図ります。【109】

(外国語対応可能医療機関などの情報提供)

- 「あいち救急医療ガイド」では、外国語で対応できる医療機関の一覧をウェブページ（救急医療情報システム）で検索することができます。また、5か国の音声及びファックスによる案内もあります。こうした案内について、外国人県民や支援団体などへ一層の周知を図っていきます。【110】
- 円滑に医療機関で受診するためには、医療保険に加入していることが重要であることから、医療保険に関する情報提供も行っていきます。【111】





防 災

愛知県災害多言語支援センター／多言語化支援ツール／「やさしい日本語」／
避難所／多文化防災



西尾市内県営住宅での外国人県民を交えた防災訓練（2017年10月）

（愛知県災害多言語支援センターの機能強化／ 「やさしい日本語」などの普及）

- 本県では、震度5強以上の地震が発生した場合などに「愛知県災害多言語支援センター」を設置し、県協会とともに運営することとしています。このセンターでは、多言語による災害情報を提供するとともに、被災市町村の外国人相談対応などにおける通訳派遣や翻訳、関係機関との調整を行うこととしています。

このセンターを災害時に有効に機能させるため、他自治体や国際交流協会、企業、大学、NPO、外国人コミュニティなどと連携する体制づくりを行うとともに、災害時外国人支援ボランティアの養成を行います。

また、総務省において検討されている「災害時外国人支援情報コーディネーター（仮称）制度」について、状況を踏まえながら、センターに取り入れることを検討します。

なお、電話通訳による対応も行うとともに、スマートフォンのプッシュ通知により外国人県民に災害情報を知らせる仕組みについ

て検討していきます。【112～115】

- 県協会では、災害時の多言語による情報提供を支援するため、2006（平成18）年に、災害情報のうち、よく使われる文例を6言語に翻訳することができる「多言語情報翻訳システム」を開発しました。また、その他の多言語化支援のツールとして、多言語音声翻訳アプリや（一財）自治体国際化協会が作成した災害時多言語表示シートなどがありますが、県としては、引き続き、こうしたツールの普及をしていきます。【116】

- 災害発生時に、外国人県民ができるだけ早く正しい情報を得て、適切な行動をとることができるよう、日本人県民に対して、「やさしい日本語」^[18]を普及していくことが大切です。

「やさしい日本語」は、災害発生時に日本語が得意ではない外国人に対して、難しい単語を避けたり、1文を短くするなどの配慮をし、情報が伝わるように工夫された日本語ですが、災害時に限らず、平常時にも行政職員や教員などが外国人県民に接するうえで有



効です。また、地域や職場においても、「やさしい日本語」を使うことにより、外国人県民とのコミュニケーションが進みます。

そこで、本県では、2013年に、楽しく気軽に学べるスマートフォン用アプリや手引を作成していますが、こうしたものを活用しながら引き続き「やさしい日本語」を普及していきます。【117】

- 本県では、避難所の運営に携わる市町村職員や施設管理者、地域住民などに対して、「愛知県避難所運営マニュアル」を作成しています。このマニュアルに外国人の視点を入れ、多言語表示シートの活用などに関する記載や様式などの多言語化を図っていきます。

また、避難所では、言葉や習慣のちがいなどから外国人が孤立したり、情報が外国人に伝わらないといった問題が発生する場合があります。

そこで、こうした避難所での課題などを周知し、外国人県民を避難所に受け入れるためのマニュアルを作成します。【118・119】

〔「多文化防災」の推進〕

- 2016年4月に発生した熊本地震をきっかけに、言語や文化、国籍のちがいに関わらず、誰もが防災に関心を持ち、災害時には互いに支え合うことができるよう、「多文化防災」をキーワードに行動するネットワーク組織「多文化防災ネットワーク愛知・名古屋」が設立されました。このネットワークは、愛知県内で多文化共生や防災に取り組んでいる団体や個人によって構成されており、日本人県民だけでなく、外国人県民もメンバーとなっています。

こうした地域に根付いたネットワークと連携を図り、情報交換するとともに、外国人県民に関心を持ってもらうためのイベント

などを協力して開催します。

さらに、災害情報は、外国人県民にあまり届いていないと考えられる一方で、日本国内の外国語メディアが発達し、外国人県民の方が早く情報を入手することもあります。こうした情報窓口の活用方法や外国人県民への災害情報の伝え方、行政と民間の役割分担などを一緒に考えるため、多文化防災に関する意見交換会を開催します。【120】

- 2011年3月の東日本大震災以来、外国人は支えられる側だけでなく、支える側にもなれることが認識され始めています。しかし、未だにそうしたことが理解されず、災害ボランティアとして外国人が参加することが想定されていない避難所やボランティアセンターも多くあります。

外国人県民を自然に受け入れられるよう、日本人県民の意識を変える取組が必要ですが、そのためにはまず、市町村や地域の理解が大切であることから、市町村や市町村国際交流協会の職員に対する研修を行います。また、地域の防災グループなどにも多文化防災を働きかけていきます。【121・122】

- 本県では、2012年に「防災・減災お役立ちガイド」の外国語版を作成し、2013年には、県協会において、地震の基礎知識や家庭でできる日ごろの備えについて紹介した「防災チェックガイド」を作成しました。また、2014年には外国人県民の方々による防災啓発動画を作成し、外国人県民の防災知識の普及や意識の向上に努めています。これらは、ウェブページ上で公開しており、引き続き、これらコンテンツの普及をしていくとともに、災害情報と防災知識を同時に得られる外国人県民向けの多文化防災ポータルサイトや防災アプリなどの開発を検討します。【123】



体制

多文化ソーシャルワーカー／在名古屋ブラジル総領事館／職員の見識の向上／
タウンミーティング



公益財団法人愛知県国際交流協会「多文化共生センター」

（多文化ソーシャルワーカーなど相談体制の充実）

- 本県は 2006 年度から全国に先駆けて「多文化ソーシャルワーカー」の養成に取り組み、5 年間で 108 人を養成しました。養成した多文化ソーシャルワーカーは、県協会内にある「多文化共生センター」で外国人県民に対するソーシャルワーク業務に従事するとともに、県内各地の市町村や NPO など外国人県民の支援にあたってきました。

今後も、養成した多文化ソーシャルワーカーの市町村などでの活用を働きかけていきます。また、2017 年に彼らが立ち上げた団体「あいち多文化ソーシャルワーカーの会」の行う勉強会や研修会に協力することにより、質の向上を図ります。【124・125】

- 県協会では、多文化ソーシャルワーカーが、行政手続、教育などの様々な分野に関して、幅広く多言語で対応するとともに、複雑な問題については、解決に向けて継続的に支援します。また、法的なアドバイスが必要となる事案については、弁護士相談を実施します。【126】

- 県協会では、社会福祉などに関する相談対応マニュアルを各種相談窓口、専門機関などへ配布し、相談担当者が、外国人県民の抱える背景を理解した上で、適切に対応するよう働きかけます。【127】

（在名古屋ブラジル総領事館との連携）

- 本県の外国人県民数は、2001（平成 13）年 12 月末以来、15 年間続けて、ブラジル国籍の方が一番多くなっています。そのため、在名古屋ブラジル総領事館と定期的な意見交換会を開催して、ブラジル人が生活する上での課題などを共有し、ブラジル人に対する効果的な取組を行います。【128】

（職員の見識の向上／有識者などとのつながりの継続）

- 本県の多文化共生推進施策を実施するためには、まず県職員が多文化共生に関する知識や経験を蓄積する必要があります。そのため、文献や研修会などによって知識を得ることはもちろん、支援の現場や外国人コミュニティに出かけ、生の声を聞いて現場感覚を得るよう努めます。



また、NPO などの行イベントに積極的に参加し、現場に寄り添った視点を持った職員を育成するとともに、職員一人ひとりが、NPO や外国人コミュニティと顔の見える関係になることにより、切れ目のない多文化共生推進施策を実施します。【129】

- 本県の多文化共生施策はこれまで多くの有識者や支援者の力を借りて実施してきました。こうした有識者や支援者は、それぞれの分野に精通しているため、必要なときに適切な助言などをいただけるよう、定期的に本県の多文化共生の実施状況を知らせるなど、つながりを継続していきます。【130】

(様々な立場にある団体や個人との連携)

- 多文化共生の推進には、多様な担い手が関わっていますが、こうした様々な立場の者が、対等な立場で連携・協働するために、それぞれの立場から本県の多文化共生について語り合うタウンミーティングを定期的に開催します。【131】
- 継続して活動する人材や団体が地域を支えていることから、引き続き、長年多文化共生に貢献している団体や個人を表彰します。【132】
- 日本人の若い世代の多くは、小中学生期に外国人の同級生を持っていた経験があり、多文化共生を当たり前のこととして考えられるようになってきており、多文化共生の活動を行っている場合もあります。そこで、これからの多文化共生を担う若い世代の人材を育成するために、大学などと連携し、講座や交流会などを開催します。【133】



平成 29 年度 愛知県多文化共生推進功労者表彰式 (2017 年 11 月)